

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html)

2013年4月17日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。  
プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間中に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

( [http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html) )

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号： 1 国名：ベトナム 担当：東南アジア・大洋州部  
案件名：ベトナムにおける我が国ODAのインパクト調査（情報収集・確認調査）

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2013年12月中旬

2 参加要件

ODA事業の成果の評価・分析に係る専門性・調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等  
特になし。

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布期間：2013年5月8日から2013年5月10日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

配布は電子データで行います。具体的な配布方法は

当機構HP>調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」をご参照願います。

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)

配布依頼書受付期間：上記配布期間中の10時～17時

ダウンロード期間：上記配布開始日から配布終了日の翌営業日23:59まで

この期間であれば、土日、祝日でもダウンロードが可能です。

プロポーザル提出：2013年5月24日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：6月上旬

契約交渉：6月上旬～6月中旬

5 業務の目的

対越ODAはベトナム戦争前の南ベトナムへの戦後賠償（1959年調印）の一環として開始され、その後、1978年にベトナムがカンボジアを侵攻して以降、外交上の観点から援助が14年間停止されていたが、カンボジア和平パリ国際会議での協定締結後、1992年に他国に先がけODA事業を再開した。その後、二国間協力のトップドナーとして、ベトナム国市場経済化支援開発調査（いわゆる石川プロジェクト）や、法整備支援プロジェクト、これに続く法・司法制度改革支援プロジェクトによる制度改善支援の支援や、ハノイ・フエ・ホーチミン三拠点病院への支援等によるBasic Human Needsへの対応、工業化推進に向けた工業団地整備支援、道路、橋梁、港湾、空港をはじめとするインフラ建設による生活の基盤の整備等、多岐に渡ってベトナム国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。この間、ベトナム国の名目GDPは約97億ドルから、1,240億ドルまで伸び、1993年からの平均GDP成長率は7%の高水準で推移してきた。また、全国貧困率については、1993年の58%から2010年には10.4%まで削減された。このように、日本のODA事業はベトナム国の成長とともに実施されてきた。現在までに累計で18,500人を超えるベトナム人研修員を受け入れ、4,700人を超える日本人専門家を派遣している。

今日では、民間企業の進出はもとより、大学、自治体、NGO等においても相互の協力関係が深化しており、さまざまなレベルで日越関係が醸成されている。このような状況下、機構は対ベトナムODA再開20周年を機に、本基礎調査を通じてベトナム国でのODA事業の変遷を振り返るとともに、ベトナム国の成長にODA事業が果たしてきた役割とその成果を分析・評価し、今後の対ベトナムODA事業への示唆を得て、より効果的・効率的な協力の方向性を検討することとした。

今般の業務では文献調査やヒアリング調査を通じ、現在までにベトナム国に対し実施されたODA事業を振り返り、ベトナム国の社会・経済発展に伴う変遷や、どのように貢献をしたかを明らかにするとともに、主要セクターについての過去の具体事例について確認・整理を行う。これらをもとに、今後のODA事業の方向性を検討し、報告書を作成することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 調査対象地域：ベトナム国 全国

(2) 業務内容：

ア 本調査は、基礎データの収集から始めるのではなく、過去の各種報告書や、関連文献等、既存情報（機構以外が行った調査を含む）を活用し、不足している情報について文献調査やヒアリング調査を通じ収集・分析し、報告書を作成する。

イ 本調査は、ベトナム国の社会発展・経済成長と我が国のODA事業の時期（段階）に応じたODA事業投入内容と投入量に焦点をあて、社会発展・経済成長とODA事業の相互関係を分析し、ODA事業の成果・効果を明らかにすること。また、これらを踏まえ、今後のODA事業についての提言を行う。

ウ 成果の取りまとめについては、定量的な成果及び定性的な成果の両方から記述・分析し、評価する。技術協

力・無償資金協力の成果については、すべてを定量的に示すことは困難であるが、可能な範囲での記載を試み、技術協力・無償資金協力の成果の把握として、活用し得る定量的指標（案）を検討すること。ODA事業全般の定性的な成果としては、政策・制度への反映・貢献、カウンターパートの行動様式変化・改善、他ドナーとの連携効果等を含めることとする。個々のプロジェクトごとの評価にとどまらず、過去のODA事業のレビューという大きな目的から、プロジェクト群から構成されるプログラムやセクター、あるいはセクター横断的な視点からも評価されたい。

エ 調査において、国内作業を4回、現地調査を3回実施することを想定している。

オ 成果品としては、インセプション・レポート、プロGRESS・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート、ファイナル・レポートに加えて、広報用パンフレットとファイナル・レポートのまとめのパワーポイント資料及び調査の成果をまとめた動画資料とする。

## 7 成果品等

- (1) インセプション・レポート (2013年6月中旬)
- (2) プロGRESS・レポート (2013年7月下旬)
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート (2013年9月中旬)
- (4) 広報用パンフレット (2013年10月上旬)
- (5) ファイナル・レポート及びそのまとめのパワーポイント資料  
(日本語、英語、ベトナム語) 及び動画資料 (2013年10月下旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/対ベトナムODA事業分析・評価（評価対象予定者）
- (2) 政治・ガバナンス（法整備、行政制度、汚職対策含む）（評価対象予定者）
- (3) 経済・ビジネス制度基盤整備（外国投資環境整備、銀行制度支援含む）
- (4) 基盤インフラ（エネルギー、上下水道、道路、橋梁、港湾、空港、通信等含む）（評価対象予定者）
- (5) 社会セクター（教育、保健医療、社会保障等含む）
- (6) 農業・地方開発
- (7) 環境管理（大気質・水質・固形廃棄物等含む）
- (8) 自然環境・気候変動・防災
- (9) JICAボランティア事業・草の根技術協力
- (10) 分野横断的課題（環境社会配慮・広報）
- (11) 他ドナー、NGO/NPO等、他援助機関
- (12) 民間セクター

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。